

道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の任用に関する規則

(令和2年3月26日規則第3号)

(令和4年3月28日規則第4号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項の規定に基づき任用される会計年度任用職員(以下「職員」という。)の任用について、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 職員は、職務の遂行に必要な知識を有する者のうちから、選考により管理者が任命する。

(選考の方法)

第3条 職員の選考を行う場合には、公募(組合の広報紙への登載又はホームページへの掲載その他の適切な方法により行う候補者の募集をいう。以下同じ。)により行うよう努めるものとし、選考される者の当該職に関する職務遂行の能力、経歴又は知識もしくは技能その他必要とされる資格等を基準とし、経歴評定、面接試験その他必要に応じ能力実証の方法を用いるものとする。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、公募によらないことができる。

(1) 職員を任用しようとする年度に設置されている職又は当該年度の前年度に設置されていた職(以下この号においてこれらの職を「当該職」という。)に任用されていた職員を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると管理者が認めるとき。

(2) 職務の性質等の事情から、公募により難いと管理者が認めるとき。

(公募によらない再度の任用)

第4条 前条第2項第1号の規定による公募によらない任用(以下「公募によらない再度任用」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者に限り認める

ものとする。

- (1) 前条第2項第1号に規定する能力の実証の結果が良好であること。
- (2) 業務遂行に支障を及ぼすような健康上の問題が無く、勤務することが可能であること。
- (3) 災害その他特別の事情があると管理者が認める場合を除き、当該職の任用期間中において実際に勤務した日数又は時間数が、当該任用期間中の所定の勤務日数又は勤務時間数の2分の1以上であること。
- (4) 職員を任用しようとする年度及び当該年度の前年度において、地方公務員法第29条及び道央廃棄物処理組合職員の分限及び懲戒に関する条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第7号）の規定により準用する千歳市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和29年条例第9号）の規定による懲戒処分を受けていないこと。

（公募によらない再度任用の特例等）

第5条 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者の承認を得て、公募によらない再度任用をすることができる。

- (1) 配偶者のない女子又は男子であつて、その者が次のいずれかに掲げる者を扶養しているとき。
 - ア 18歳未満の子（18歳に達する日から当該達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。）
 - イ 22歳未満の子（22歳に達する日から当該達する日の属する年度の末日までの間にある者を含む。）であつて、学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校（修業年限が1年以上で市長が認めるものに限る。）の学生（放送大学学園法（平成14年法律第156号）第2条第1項に規定する放送大学の学生にあつては、全科履修生に限る。）であるもの
- (2) 同一の職場で同時に複数の職員が退職すること等により、当該職場における職務の遂行に支障が生じると認められるとき。
- (3) 職務に必要とされる知識、技能、資格等が特殊である等の事情から、他に人材を求めることが困難であるとき。

(4) その他管理者が特に必要があると認めたとき。

(条件付採用期間の延長)

第6条 次の各号に掲げる場合における法第22条に規定する条件付採用期間は、任命の日から引き続き1年を超えない範囲で延長することができる。この場合において、第1号に掲げる場合に該当する職員の条件付採用期間は、当該条件付採用期間中において実際に勤務した日が15日に達するまで延長するものとする。

(1) 条件付採用期間中において実際に勤務した日が15日に満たない場合

(2) 勤務成績が良くない場合又はその職に必要な適格性を欠くと思われる場合で、1月を超えてその職員を観察しなければならない場合

2 前項第1号に該当する場合は、その日数が15日に達するまでは条件付採用期間を延長する。ただし、当該職員の任期を超えることはできない。

3 条件付採用期間の終了前に別段の措置をしない限り、その期間を満了した日の翌日において、職員の採用は正式のものとなる。

4 前項に規定する措置の通知は、その事由を明示した文書による。

(服務)

第7条 主管課長は、職員に対し服務規律が守られるよう指導監督し、職員が服務規律に違反したと認める場合又は心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、若しくはこれに耐えないことが明らかである場合その他その職に必要な適格性を欠くと認める場合は、直ちに事務局長に報告しなければならない。

(社会保険)

第8条 職員の社会保険の適用については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

(災害補償)

第9条 職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成31年北海道市町村事務組合条例第6号）の定めるところによる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に設置されていた臨時の職のうち、管理者が別に定める職については、第3条第2項第1号に規定する前年度に設置されていた職とみなす。

附 則 (令和4年3月28日規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。